

鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）新旧対照表 第7条関係

改正後			改正前						
<p>○鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成2年9月28日 鳥取市条例第18号</p> <p>第1条～第19条（略）</p> <p>別表第1（第7条関係）（略）</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>会議室等使用料</p>			<p>○鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成2年9月28日 鳥取市条例第18号</p> <p>第1条～第19条（略）</p> <p>別表第1（第7条関係）（略）</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>会議室等使用料</p>						
	時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時		時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時		
区分				区分					
第1会議室	1時間につき	<u>440円</u>	1時間につき	<u>680円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>430円</u>	1時間につき	<u>670円</u>
第2会議室	1時間につき	<u>440円</u>	1時間につき	<u>680円</u>	第2会議室	1時間につき	<u>430円</u>	1時間につき	<u>670円</u>
第3会議室	1時間につき	<u>570円</u>	1時間につき	<u>880円</u>	第3会議室	1時間につき	<u>560円</u>	1時間につき	<u>860円</u>
研修室	1時間につき	<u>440円</u>	1時間につき	<u>680円</u>	研修室	1時間につき	<u>430円</u>	1時間につき	<u>670円</u>
集会室	1時間につき	<u>440円</u>	1時間につき	<u>680円</u>	集会室	1時間につき	<u>430円</u>	1時間につき	<u>670円</u>
教養娯楽室	1時間につき	<u>440円</u>	1時間につき	<u>680円</u>	教養娯楽室	1時間につき	<u>430円</u>	1時間につき	<u>670円</u>
栄養指導実習室	1時間につき	<u>570円</u>	1時間につき	<u>880円</u>	栄養指導実習室	1時間につき	<u>560円</u>	1時間につき	<u>860円</u>
教養文化室	1時間につき	<u>570円</u>	1時間につき	<u>880円</u>	教養文化室	1時間につき	<u>560円</u>	1時間につき	<u>860円</u>
視聴覚教材室	1時間につき	<u>440円</u>	1時間につき	<u>680円</u>	視聴覚教材室	1時間につき	<u>430円</u>	1時間につき	<u>670円</u>
備考			備考						
1 1時間未満は、1時間とする。			1 1時間未満は、1時間とする。						

- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下この表において「基本使用料」という。）の5割増の額とする。
- 3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第3（第9条関係）（略）

別表第4（第9条関係）（略）

- 2 営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める額（以下この表において「基本使用料」という。）の5割増の額とする。
- 3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割の額とする。
- 4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第3（第9条関係）（略）

別表第4（第9条関係）（略）